

第9期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る 高齢者実態調査等の調査・分析業務公募型プロポーザル実施要領

第9期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る高齢者実態調査等の調査・分析業務（以下、「本業務」という。）の実施に係る委託業務について、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

1 委託業務名

第9期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る高齢者実態調査等の調査・分析業務

2 業務内容

別紙「第9期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る高齢者実態調査等の調査・分析業務仕様書」のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 委託料の上限額

¥2,350,000.-（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は、契約予定価格を示すものではない。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の条件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 委託業務を的確に遂行できる能力を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしていない者
- (4) 本市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
- (5) 企画提案書等の提出期限において、本市から指名停止の措置を受けていない者
- (6) 国税、都道府県税、市区町村税に滞納がない者
- (7) 第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）の策定において、地方公共団体が発注する業務の受託実績を有している者
- (8) 当該業務の実施にあたり、本市との連絡調整や打ち合わせなどに、迅速かつ的確に対応できる者

6 日程

- | | |
|------------------|----------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和4年7月19日(火) |
| (2) 質問受付開始 | 令和4年7月19日(火) |
| (3) 質問受付期限 | 令和4年7月26日(火) |
| (4) 質問に関する最終回答 | 令和4年7月28日(木) |
| (5) 参加表明書等提出期限 | 令和4年8月2日(火) 午後5時まで |
| (6) 参加資格審査結果通知 | 令和4年8月4日(木) |
| (7) 企画提案書等提出期限 | 令和4年8月18日(木) 午後5時まで |
| (8) プレゼンテーションの実施 | 令和4年8月29日(月) 又は30日(火) (予定) |
| (9) 審査結果通知 | 令和4年9月上旬 |
| (10) 契約締結 | 令和4年9月中旬予定 |

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等について質問がある場合は、質問書(様式6号)により、質問の受付期限日までに電子メールで次のメールアドレス宛てに提出すること。

件名は、「調査・分析業務プロポーザル質問」とすること。

電子メール送付後、電話による受信確認を行うこと。

なお、電子メール以外(口頭、電話、ファクス等)による質問は受け付けない。

(2) 質問書の送付先

徳島市健康福祉部高齢介護課 管理係 担当：林・黒田

電話：088-621-5587

電子メールアドレス：korei_kaigo@city-tokushima.i-tokushima.jp

(3) 質問の受付期限

令和4年7月26日(火)

(4) 質問の回答

質問に対する回答は、随時、本市ホームページに掲載し、個別の回答はしない。

8 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明等の提出期限までに、次の書類を持参又は郵送で提出すること。

なお、参加資格を確認するために、別途関係書類の提出を求める場合がある。

(1) 提出書類

- | | |
|----------------|-----|
| ア 参加表明書(様式第1号) | 1部 |
| ・代表者印を押したもの。 | |
| イ 会社概要(様式第2号) | 15部 |
| ウ 業務実績書(様式第3号) | 15部 |
| エ 直近年度の納税証明書 | 1部 |
| ・発行後3か月以内の原本。 | |

※法人税、法人事業税、法人都道府県民税に関する納税証明書。

法人都道府県民税は、本社所在地の都道府県に係るもののみ。

(2) 提出期限

令和4年8月2日（火） 午後5時必着

郵送の場合は、到達の記録がわかる方法（簡易書留など）で郵送すること。

(3) 提出先

〒770-8571

徳島県徳島市幸町2丁目5番地

徳島市健康福祉部高齢介護課 管理係 担当：林・黒田

☎088-621-5587

9 参加資格の審査及び結果通知

(1) 参加資格の審査

本プロポーザルへの参加申込者について、参加に必要な資格の審査を行うものとする。

なお、提出した書類について本市から説明を求められた場合、申込者はこれに応じなければならない。

(2) 審査結果の通知

参加資格審査結果は、電子メールで通知する。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案書等の提出期限までに、次の書類を持参又は郵送で提出すること

ア 業務実施体制調書（様式第4号） 15部

イ 業務責任者及び担当者の業務実績調書（様式第5号） 15部

ウ 企画提案書（任意様式 A4） 正本1部、副本14部

エ 見積書及び見積内訳書 正本1部 副本14部

・見積内訳書は、人件費、事業費など内訳が分かるよう積算を記載すること。

・見積価格は、消費税及び地方消費税（税率10%）を含む金額を記載すること。

・提案価格が、本要領「4 委託料の上限額」を超える場合は失格とする。

(2) 提出期限

令和4年8月18日（木） 午後5時必着

郵送の場合は、到達の記録がわかる方法（簡易書留など）で郵送すること。

(3) 提出先

本要領「8 参加表明書等の提出」の(3) 提出先に同じ。

11 企画提案書の記載内容及び作成方法

(1) 企画提案書の記載内容

提案者は、別紙「第9期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る高齢者実態調査等の調査・分析業務仕様書」に基づき、次の項目について企画提案書を作成すること。

なお、提出書類のみでプレゼンテーションを行うこととするため、その旨に留意して資料作成すること。

ア 本業務の目的

・業務の目的と国や関連法令等の動向、本市の現状と課題について記載すること。

イ 業務遂行能力及び実施体制について

・業務のスケジュール及び実施体制を記載すること。

ウ 個人情報の取り扱いについて

・個人情報漏えい事故を未然に防止する取組みについて記載すること。

エ 企画提案

- ・高齢者等の実態調査や統計データに基づく本市の課題の現状分析と手法の提案、課題整理方針
- ・今後の施策や計画の進捗管理につなげられるような調査の工夫、調査の実施内容の提案（設問設計支援）と分析
- ・国や他自治体の動向等の把握
- ・第9期介護保険事業計画において重視すべき事項

オ 独自提案

・仕様書の記載事項に付加して独自提案がある場合は、その内容を記載すること。

(2) 企画提案書作成上の留意事項

ア 表紙は、「第9期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る高齢者実態調査等の調査・分析業務企画提案書」とすること。

正本は、表紙に事業者の住所、商号又は名称を記載する。

副本は、提案者が判別できるような記載（ロゴも含む）を一切行わないこと。

イ A4判サイズとし、縦横は任意とする。A3版も可とするがA4判に折り込むこと。ページ数は、表紙、目次を含めて20ページ以内（A3判は、片面につき2ページと勘定する。）にまとめ、ページ番号を付しておく。

ウ 企画提案書は、「11 企画提案書の記載内容及び作成方法」の(1) 企画提案書の記載内容に沿って記載し、文章、図表などで簡潔かつ明瞭に記載すること。また、本文の文字サイズは10.5ポイント以上とし、多色刷り、両面印刷を可とする。

エ 本業務において企画提案をすることができるのは1案のみとし、提出期限後の企画提案書の差し替えは認めない。

12 辞退について

参加申し込みを辞退する場合は、令和4年8月24日（水）午後5時までに参加辞退届（様式第7号）を提出すること。

提出先は、本要領「8 参加表明書等の提出」の(3) 提出先に同じ。

13 プレゼンテーション

企画提案の審査のため、次のとおりプレゼンテーションを実施するので、プロポーザル参加者は必ず出席し、企画提案に関する説明等を行うこと。

(1) 開催日時

令和4年8月29日（月）又は令和4年8月30日（火）（予定）

日時等詳細については、別途通知する。

(2) 実施要件

ア プレゼンテーション及び質疑応答は、それぞれ15分以内とする。

イ プレゼンテーションは企画提案書に沿って行い、使用する資料は、提出書類として提出したもの又は企画提案書の概要版を作成し実施するものとする。

ただし、概要版を使用しプレゼンテーションを行う場合は、事前に本市に15部提出すること。また、概要版以外にも、本市が事前に認めた資料については、使用することができる。

ウ プレゼンテーションに参加する人数は3人までとする。

エ プレゼンテーション時におけるプロジェクター等の使用はできないこととする。

14 受託候補者の選定方法等

(1) 選定方法

ア 受託候補者（以下「候補者」という。）は、企画提案書の内容についてのプレゼンテーションによる審査の結果により選定する。

イ 選定された候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかったとき、又は選定された候補者が本要領「5 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為が判明したときは、次点に選定された事業者と交渉する。

(2) 評価項目等

ア 評価点

きわめて優れている：5点 優れている：4点 普通：3点

やや劣っている：2点 劣っている：1点

イ 評価基準・評価項目及び配点

審査項目	評価の視点	係数	配点
基本的事項	・委託業務の趣旨を十分に理解し、本市と連携して委託業務を円滑かつ適切に遂行することが期待できるか。	×1	5点
業務実績 業務責任者	・過去に他の自治体において類似業務の受注実績があり、適正に業務が履行されてきたか。	×2	10点
	・業務責任者の経験は十分か。	×1	5点
実施体制	・業務を継続的・的確に遂行できる体制が整えられているか。	×1	5点
	・業務のスケジュールは、適切で無理のないものとなっているか。	×1	5点
	・個人情報の管理が適切に行われているか。	×1	5点
企画提案	<課題分析・手法> ・本市の地域課題を把握するために適切な課題分析・手法が提案されているか。	×3	15点
	<施策反映・進捗管理> ・高齢者等の実態調査の分析結果を、第9期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下、第9期介護保険事業計画という。）の策定に、適切に反映できる提案とされているか。	×3	15点

	<国等の動向把握> ・第9期介護保険事業計画の策定にあたり論点となる課題や重視すべき事項について適切にとらえているか。 ・国や他の自治体の動向（先進地事例）を踏まえた提案とされているか。	× 3	15点
	<独自提案> ・本市が仕様書に提示している以外のことについて、委託業務達成に有意義な独自の提案がされているか	× 2	10点
見積価格	・見積価格が最も低かった事業者に満点を付す。 ・その他の事業者については、見積価格が最も低かった事業者の見積価格(A)を、当該事業者の見積価格(B)で除して得た数値に配点を乗じて得た得点とする。 ○見積価格が最も低かった事業者 最低見積価格(A) = 10点 ○その他の事業者 $\frac{\text{最低見積価格(A)}}{\text{当該事業者の見積価格(B)}} \times 10 \text{点}$ (小数点第1位を四捨五入)		10点
合 計			100点

ウ 評価の対象は、業務実績表、業務実施体制、業務責任者、企画提案書、見積書及びプレゼンテーションにおける説明内容とし、審査員1人あたり100点満点による評価とする。

各項目の得点は、評価点に係数を乗じたものとする。ただし、見積価格における得点は、上記のとおり算出するものとする。

エ 平均評価点数が、満点の6割（60点）に満たない者との契約交渉は行わない。

オ 失格事項

- (ア) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (ウ) 提出書類に重要な誤脱があった場合。
- (エ) 提案書等の提出以降、契約に至るまでの間に、参加資格要件に掲げる要件を満たさなくなるなど、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。
- (オ) 審査の公平を害する行為があった場合。
- (カ) 提案協議にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合。
- (キ) やむを得ない事情が無いにもかかわらず、プレゼンテーションに遅刻、欠席した場合。
- (ク) 提出された見積書の見積額が委託料の上限額を超過している場合。
- (ケ) その他、審査委員会が不適格と認めた場合。

(3) 審査結果の通知・公表

審査結果は提案者全員に通知する。

また、本市ホームページにおいても公表する。

15 契約の締結

(1) 契約手続き等

選定された候補者の提案内容を踏まえ、候補者と協議のうえ契約を締結する。

なお、選定された候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により候補者と契約できない場合は、次点者を候補者とする。

(2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

16 その他の留意事項

本プロポーザルに関して、公示の日から選定結果の公表の日までの間、書類提出及びプレゼンテーション時を除き、本プロポーザルに関係する全ての市職員への接触を禁じる。

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案及びプレゼンテーションにかかる経費は全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、候補者選定にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (5) 提出された書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (6) 選定された候補者は、速やかに委託業務の実施方法等、仕様の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を進めるものとする。